

消費税

インボイス制度セミナー

受講料
無料

令和5年10月からインボイス制度が始まります。

対応の準備はできていますか？

どんな影響があるの？
手続きは必要なの？免税事業者でも
関係あるの？

本セミナーではインボイス制度の概要と影響と対策のポイント等を分かりやすく解説します。全ての事業者が関わる制度変更です。

対応にお悩みの方、不安を感じている方は、ぜひご参加ください。



日 時 令和4年12月22日(木) 15:00~17:00

会 場 邑楽町商工会館 研修室 (TEL.0276-88-0082 邑楽町中野 3197)

講 師 林 忠史 先生 (有限会社マスエージェント 代表取締役)

<プロフィール>

経営コンサルタント。群馬県生まれ。明治大学商学部卒業後、株式会社浅沼経営センターを経て、平成9年より、中小企業の管理事業支援を行う。

人事管理、経営管理等各社の経営相談を行う傍ら社員研修、実務セミナーの講師として全国各地で大人気を博している。明確でわかりやすくリピーターも多い。

定 員 20名(先着順)

申 込 下の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込み下さい。

問い合わせ : 邑楽町商工会 TEL 0276-88-0082

セミナー内容

- 制度の概要と導入スケジュール
- 導入による影響と対策
- 免税事業者の選択
- 登録申請手続きの仕方

インボイス制度セミナー 参加申込書

事業所名			
参加者名			
T E L		F A X	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナー以外の目的には利用致しません。

※ご参加の際は、検温・マスクの着用・手指消毒にご協力ください。

お申込み先

邑楽町商工会あて FAX 0276-89-0563

フローチャートでチェック!

YES →

NO →



現在、消費税の課税業者
消費税を申告納税している

(本則課税・簡易課税)

登録申請
必要

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ

(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。

- 取引先との関係
- 売上高の減少の可能性
- 消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

登録しない場合、
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から
仕入にかかる消費税額を差し引
いて納税する消費税額を算出し
ます。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし
仕入率をかけて、納税する消費
税額を算出します。仕入時に支
払った消費税額は影響しません。



導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録をすませる必要があります。

